

京都市告示第 209 号

京都市屋外広告物等に関する条例第7条第1項の規定に基づき屋外広告物規制区域を指定し、第8条第1項の規定に基づき屋外広告物規制区域の種別を指定し、第11条第1項第6号の規定に基づき道路、鉄道、軌道又は索道の区域及びこれに隣接する地域を指定したので、第7条第3項、第8条第2項及び第11条第5項の規定により、次のように告示し、関係図書を縦覧に供します。

平成19年9月1日

京都市長 榎本 頼兼

1 屋外広告物規制区域の指定

名 称	面 積
屋 外 広 告 物 規 制 区 域	約79,040ヘクタール

2 屋外広告物規制区域の種別の指定

名 称	面 積
屋外広告物規制区域第1種地域	約65,196ヘクタール
屋外広告物規制区域第2種地域	約5,528
屋外広告物規制区域第3種地域	約2,225
屋外広告物規制区域第4種地域	約400
屋外広告物規制区域第5種地域	約1,315
屋外広告物規制区域第6種地域	約1,967
屋外広告物規制区域第7種地域	約590
屋外広告物規制区域沿道型第1種地域	約8
屋外広告物規制区域沿道型第1種地域特定地区	約18

屋外広告物規制区域沿道型第2種地域	約245
屋外広告物規制区域沿道型第2種地域特定地区	約44
屋外広告物規制区域沿道型第3種地域	約78
屋外広告物規制区域沿道型第3種地域特定地区	約16
屋外広告物規制区域沿道型第4種地域	約408
屋外広告物規制区域沿道型第4種地域特定地区	約9
屋外広告物規制区域沿道型第5種地域	約127
屋外広告物規制区域沿道型第5種地域特定第1地区	約16
屋外広告物規制区域沿道型第5種地域特定第2地区	約59
屋外広告物規制区域沿道型第6種地域	約101
屋外広告物規制区域歴史遺産型第1種地域	約280
屋外広告物規制区域歴史遺産型第2種地域	約410
合 計	約79,040

- 3 京都市屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号に規定する道路、鉄道、軌道又は索道の区域及びこれに隣接する地域の指定

名 称	面 積
京都市屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号に規定する道路、鉄道、軌道又は索道の区域及びこれに隣接する地域	約4,025 ^{ヘクタール}

4 関係図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)